

調査の概要

1 調査目的：

2001年、わが国のスポーツ・フォー・エブリワンの推進には、まず子どもの運動・スポーツ実施の現状把握が急務であるとの判断から、10代を対象にした全国調査を実施し、その結果を「青少年のスポーツライフ・データ」としてまとめた。この調査によって、10代のスポーツ実施の現状把握は可能となり、多くの問題提起をすることができた。一方、10代で明らかになった運動・スポーツ実施の二極化傾向は、9歳以下の子どもたちの間で既に現れているのではないかと推察できるようになった。

そこで、当財団（SSF）では、わが国の子どもたちの運動・スポーツ実施におけるターニングポイントを探るべく、幼稚園・保育園の年中（4歳児クラス）以上の4歳から9歳を対象としたスポーツライフに関する全国調査を2年ごとの継続調査として実施することにした。今回で3回目となる本調査の結果が、子どもや青少年の運動・スポーツ推進施策および体力向上推進施策等の基礎資料となり、わが国のスポーツ・フォー・エブリワンの推進に寄与することを目的とする。

2 調査内容：

子ども対象

- 1) 運動・スポーツ実施状況：

運動・スポーツ実施、過去1年間に1回以上実施した種目、過去1年間でよく行った種目（主な5種目）、実施頻度、実施時間、運動強度、同伴者、スポーツ指導者
- 2) 運動・スポーツ施設：

利用施設・場所、アクセシビリティ
- 3) 習いごと：

習いごとの実施状況、習いごとの種目
- 4) 運動・スポーツへの態度：

運動・スポーツをしない理由、運動・スポーツの好き嫌い、運動・スポーツの実施意欲
- 5) 好きなスポーツ選手：

好きなスポーツ選手（種目）
- 6) 個人属性：

年齢、性別、就学状況、身長、体重

保護者対象

- 1) 運動・スポーツ実施状況：

実施頻度、子どもと一緒に運動・スポーツをする頻度、保護者のスポーツ活動歴

- 2) スポーツ観戦：

子どもの直接観戦、直接観戦したスポーツ、同伴者、テレビ観戦

- 3) 運動・スポーツに対する意識や態度：

子どもとの運動・スポーツに関する会話、子どもに運動・スポーツを勧めているか、親子でのスポーツ観戦希望、子どもの運動・スポーツについての考え

- 4) 生活習慣：

子どもの平日の朝食摂取、子どもと保護者の平日の就寝時刻・起床時刻、子どもの睡眠の状況

- 5) 個人属性：

保護者の続柄、同居家族、スポーツにかかる費用、世帯年収

3 調査対象：

- 1) 母集団；全国の市区町村に在住する4～9歳
(2003年4月2日から2009年4月1日までに生まれた人)
- 2) 標本数；1,800人
- 3) 地点数；市部181地点、郡部19地点、計200地点
- 4) 抽出方法；層化二段無作為抽出法

4 調査時期：

2013年6月29日～7月31日

5 調査方法：

- 1) 訪問留置法による質問紙調査（個別聴取法併用）

訪問留置法とは、調査員が回答者宅を訪問して調査票を配布し、一定期間内に回答を記入してもらい、調査員が再度訪問して調査票を回収する方法のこと。ただし、対象者が年少のため自分で質問を理解して回答することができない場合は、保護者の立会いの下、調査員による個別聴取（調査員が質問文を読み上げて回答を聞く方法）によって調査を実施し、回答を得た。
- 2) 調査委託機関：

株式会社 日本リサーチセンター
東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL 03-6667-3400（代）

6 回収結果：

有効回収数(率) 1,211 (67.3%)

7. 標本抽出方法:

<層 化>

1) 全国の市区町村について都道府県を単位として次の10地区に分類した。

(地 区)

北海道地区=北海道 (1道)

東北地区=青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 (6県)

関東地区=茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (1都6県)

北陸地区=新潟県、富山県、石川県、福井県 (4県)

東山地区=山梨県、長野県、岐阜県 (3県)

東海地区=静岡県、愛知県、三重県 (3県)

近畿地区=滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (2府4県)

中国地区=鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (5県)

四国地区=徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (4県)

九州地区=福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8県)

2) 各地区内においては、さらに都市規模によって次のように分類し、層化した。

- 東京都区部
- 20大都市 (札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、新潟市、京都市、大阪市、神戸市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)
- 人口10万人以上の市
- 人口10万人未満の市
- 町村

(注) ここでいう市部の領域とは、2013年3月31日現在の市制施行の地域とした。

3) 標本数の配分

各地区・市郡規模別の層における4~9歳人口数(2012年3月31日現在の住民基本台帳人口より推計)の大きさにより、1,800の標本数を比例配分した。

4) 抽 出

(1) 2010年国勢調査時に設定された調査区を第一次抽出単位となる調査地点として使用した。

(2) 調査地点の抽出数については、1調査地点当たりの標本数が6~13程度になるように、各層に割り当てられた標本数より算出し、調査地点数を決定した。

(3) 調査地点の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における調査区の20歳未満の人口数の合計}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、確率比例抽出法によって抽出した。

(4) 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、2013年3月31日時点の全国地方公共団体コードの昇順に従った。

(5) 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内(町・丁目・番地・字等を指定)を、住民基本台帳により等間隔抽出法によって抽出した。

<結 果>

以上抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおり。

A. 地区・都市規模別の標本数および地点数

地区名	都市規模				計
	大都市	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市	郡 部	
北海道	24 (3)	19 (2)	13 (1)	14 (2)	70 (8)
東 北	15 (2)	49 (6)	38 (4)	23 (3)	125 (15)
関 東	217 (24)	255 (28)	81 (9)	26 (3)	579 (64)
北 陸	11 (1)	32 (4)	27 (3)	6 (1)	76 (9)
東 山		28 (3)	33 (4)	13 (1)	74 (8)
東 海	53 (5)	89 (10)	40 (4)	13 (1)	195 (20)
近 畿	84 (9)	136 (15)	61 (7)	17 (2)	298 (33)
中 国	29 (3)	51 (6)	20 (2)	8 (1)	108 (12)
四 国		30 (3)	16 (2)	8 (1)	54 (6)
九 州	46 (5)	78 (9)	64 (7)	33 (4)	221 (25)
計	479 (52)	767 (86)	393 (43)	161 (19)	1,800 (200)

注:()内は地点数

B. 大都市(各都市)の標本数および地点数

東京都区部	103 (11)	名古屋市	31 (3)
札幌市	24 (3)	京都市	18 (2)
仙台市	15 (2)	大阪市	32 (4)
さいたま市	18 (2)	堺市	13 (1)
千葉市	14 (2)	神戸市	21 (2)
横浜市	52 (6)	岡山市	11 (1)
川崎市	20 (2)	広島市	18 (2)
相模原市	10 (1)	北九州市	14 (2)
新潟市	11 (1)	福岡市	21 (2)
静岡市	10 (1)	熊本市	11 (1)
浜松市	12 (1)		

注:()内は地点数